

令和5年6月28日

令和5年石巻地方広域水道企業団議会第1回臨時会会議録

## 令和5年石巻地方広域水道企業団議会第1回臨時会会議録（第1号）

---

### 議事日程第1号

令和5年6月28日（水曜日）午後1時30分開会

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 副議長の選挙
- 第5 提案理由の説明
- 第6 第10号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
〔令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算（専決第2号）〕

閉 会

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席議員（15名）

1番	齋藤澄子	議員	2番	谷祐輔	議員
3番	勝又和宣	議員	4番	早川俊弘	議員
5番	星雅俊	議員	6番	我妻久美子	議員
7番	楯石光弘	議員	8番	阿部久一	議員
9番	櫻田誠子	議員	10番	後藤兼位	議員
11番	櫻井政文	議員	12番	五野井敏夫	議員
13番	安倍太郎	議員	14番	小野幸男	議員
15番	小野恵章	議員			

欠席議員（なし）

欠員（なし）

---

### 説明のため出席した者

齋藤正美	企業長	佐藤義浩	事務局長
高橋壯之	事務局次長	木村剛	理事兼 技術次長

野村佳実	総務課長	村岡雅裕	経営企画課長
佐久間賢悦	技術参事兼 給水課長	本木雅治	建設課長
吉田秀彦	技術参事兼 施設管理課長	佐藤亨	浄水課長
末永光浩	技術参事兼 北部地区管 理事務所長	落合徹	工事検査監
川村貴俊	経営企画課 経主幹兼 財務係長		

事務局職員出席者

小山敏夫	議会事務局長	千葉修	副参事兼 議会事務局 議長佐
鈴木幸枝	議会事務局 議主幹兼 議事係長		

---

午後1時30分開会

○議長（安倍太郎議員） ただいまから令和5年石巻地方広域水道企業団議会第1回臨時会を開会いたします。

---

午後1時30分開議

○議長（安倍太郎議員） 直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

本日の議事は、日程第1号をもって進めます。

---

### 諸般の報告

○議長（安倍太郎議員） この際、諸般の報告を行います。

初めに、去る6月8日に開会いたしました令和5年東松島市議会第2回定例会において、当企業団議会副議長の小野幸男議員が、東松島市議会議長の職を辞任したことに伴い、石巻地方広域水道企業団規約第7条第2項の規定により、当議会議員の職を失いました。

このことに伴いまして、東松島市議会では、同定例会において、東松島市議会議長に小野恵章議員が選任され、石巻地方広域水道企業団規約第6条第1項の規定により、当議会議員に就任いたしました。

以上の理由により、現在、当議会副議長が欠員となっております。

また、東松島市議会選出の五野井敏夫議員、長谷川博議員、大橋博之議員から当議会議員を辞職したい旨の願いが提出され、地方自治法第126条ただし書の規定により、6月14日付けで辞職の許可をいたしました。

このことにより、同定例会で、櫻井政文議員、五野井敏夫議員、小野幸男議員が企業団議員に選出され、石巻地方広域水道企業団規約第6条第1項の規定により、当議会議員に就任いたしました。

次に、欠員となっております東松島市議会選出の議会運営委員1名について、五野井敏夫議員を、地方自治法第109条第9項及び石巻地方広域水道企業団議会委員会条例第3条第1項の規定により、本職が6月15日付けで指名いたしました。

また、本日の会議に先立ち開催いたしました議会運営委員会において、五野井敏夫議員が議会運営委員会副委員長に互選されました。

以上、東松島市議会選出議員の就退任、議会運営委員の指名及び議会運営委員会副委員長の互選の結果について報告いたしました。

なお、ただいま報告いたしました4名の議員が着席している議席は、仮議席であります

ので、御了承願います。

次に、企業長より、報告第1号として、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定に基づく継続費繰越計算書及び報告第2号として、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づく予算繰越計算書の報告を受けており、事前に配布しておりますので、御了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第199条第9項の規定に基づく定期監査結果2件及び同法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査結果3件の報告をお手元に配布しておりますので、御査収いただきます。

次に、企業長より諸般の報告について申し出がありますので、これを許可します。

企業長。

〔齋藤正美企業長登壇〕

○齋藤正美企業長 皆さん、こんにちは。

諸般の報告を申し上げます。

初めに、企業団議会議員の就退任について申し上げます。

東松島市議会選出の小野幸男副議長をはじめ、五野井敏夫議員、長谷川博議員、大橋博之議員の4名が令和5年6月14日付けで企業団議会議員を辞職されました。

退任されました議員各位におかれましては、企業団議会の円滑な運営と業務運営につきまして格別な御尽力を賜りましたことに対し深く感謝申し上げます。

また、令和5年6月8日に開会されました令和5年東松島市議会第2回定例会において、小野恵章議員が東松島市議会議長に選出され、企業団議会議員に選出されるとともに、櫻井政文議員、五野井敏夫議員、小野幸男議員の3名が企業団議会議員に選出され、企業団規約第6条第1項の規定により就任されました。

新たに就任されました皆様方には、企業団議会の円滑な運営はもとより、業務運営につきましても、今後とも特段の御指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、企業団職員を御紹介申し上げます。

東松島市議会より新たに企業団議会議員が選出されましたことに併せ、4月1日付けで人事異動が行われたことから、本会議に出席している企業長及び監査委員の事務部局の管理職員等を御紹介いたします。

事務局長の佐藤義浩君。

○佐藤義浩事務局長 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○齋藤正美企業長 事務局次長の高橋壯之君。

○高橋壯之事務局次長 高橋でございます。よろしくお願いいたします。

○齋藤正美企業長 理事兼技術次長の木村剛君。

- 木村 剛理事兼技術次長 木村です。よろしくお願いします。
  - 齋藤正美企業長 総務課長の野村佳実君。
  - 野村佳実総務課長 野村です。よろしくお願いします。
  - 齋藤正美企業長 経営企画課長の村岡雅裕君。
  - 村岡雅裕経営企画課長 村岡です。よろしくお願いします。
  - 齋藤正美企業長 技術参事兼給水課長の佐久間賢悦君。
  - 佐久間賢悦技術参事兼給水課長 佐久間です。よろしくお願いします。
  - 齋藤正美企業長 建設課長の本木雅治君。
  - 本木雅治建設課長 本木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
  - 齋藤正美企業長 技術参事兼施設管理課長の吉田秀彦君。
  - 吉田秀彦技術参事兼施設管理課長 吉田です。どうぞよろしくお願いいたします。
  - 齋藤正美企業長 浄水課長の佐藤亨君。
  - 佐藤 亨浄水課長 佐藤でございます。よろしくお願いします。
  - 齋藤正美企業長 技術参事兼北部地区管理事務所長の末永光浩君。
  - 末永光浩技術参事兼北部地区管理事務所長 末永です。よろしくお願いいたします。
  - 齋藤正美企業長 工事検査監の落合徹君。
  - 落合 徹工事検査監 落合です。よろしくお願いいたします。
  - 齋藤正美企業長 経営企画課主幹兼財務係長の川村貴俊君。
  - 川村貴俊経営企画課主幹兼財務係長 川村です。よろしくお願いします。
  - 齋藤正美企業長 監査委員事務局長の小山敏夫君。
  - 小山敏夫監査委員事務局長 小山です。よろしくお願いいたします。
  - 齋藤正美企業長 なお、小山敏夫君は議会事務局長を兼務しております。
- 以上、企業団議会議員の就退任、管理職員等の紹介について御報告申し上げ、諸般の報告とさせていただきます。ありがとうございました。
- 議長（安倍太郎議員） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第1 議席の指定

- 議長（安倍太郎議員） 次に、日程第1議席の指定を行います。
- 今回、当議会議員に就任しました4名の議員の議席については、会議規則第4条の規定により、本職において指定いたします。
- ただいま着席のとおり、議席番号11番に櫻井政文議員、12番に五野井敏夫議員、14番に小野幸男議員、15番に小野恵章議員を指定いたします。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により、12番、五野井敏夫議員、14番、小野幸男議員、以上2名の議員を指名いたします。

---

## 日程第3 会期の決定

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第3 会期の決定を行います。

お諮りいたします。

今期議会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安倍太郎議員） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

## 日程第4 副議長の選挙

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第4 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安倍太郎議員） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長の私が指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安倍太郎議員） 御異議なしと認めます。

よって、私が指名することに決定いたしました。

副議長に小野恵章議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました小野恵章議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安倍太郎議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました小野恵章議員が副議長に当選いたしました。

ただいま副議長に当選いたしました小野恵章議員が議場におりますので、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

副議長、小野恵章議員を御紹介いたします。

小野恵章議員、登壇の上、御挨拶をすることになりますが、それによりまして、本人の副議長就任の承諾といたします。

御登壇願います。

〔小野恵章副議長登壇〕

○副議長（小野恵章議員） 東松島市議会の小野でございます。

ただいま議員皆様の御推挙によりまして副議長に就任することになりましたこと、心から御礼申し上げます。皆様のお力添えをいただきながら、誠心誠意、全力で臨んでまいりたいと思います。

さて、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行され、大きな転換期を迎えておりますが、日常の暮らしを早く取り戻すことができるよう、まだまだ注意が必要であると考えるところでございます。

また、最近、日本各地において頻繁に地震が発生しており、断水を余儀なくされた地域もございました。

今後も起こり得るであろう地震、台風、豪雨などの自然災害に対し、いかなる場合でも、安全で安心な水を安定して供給できるよう、議会と企業団当局が常に協力体制を保ち、皆様と共に地域住民の代表として議会運営を誠実に実行してまいりたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、副議長の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

## 日程第5 提案理由の説明

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第5提案理由の説明であります。

企業長より提案理由の説明を求めます。

企業長。

〔齋藤正美企業長登壇〕

○齋藤正美企業長 提案理由の説明を申し上げます。

本日ここに第10号議案専決処分の報告並びにその承認を求めることについてを提出するに当たり、その概要を申し上げ、議員各位の御賛同を賜りたいと存じます。

概要につきましては、令和4年度決算における消費税再計算の結果、消費税納税額に所



要額が生じたことを理由とする令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算（専決第2号）について、専決処分を行ったことの報告並びにその承認を求めようとするものであります。

なお、議案の詳細につきましては、後ほど事務局長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安倍太郎議員） ただいまの提案理由に対する質疑は、議案審議の際に行いたいと思います。

---

#### 日程第6 議案第10号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

〔令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算（専決第2号）〕

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第6第10号議案専決処分の報告並びにその承認を求めることについて〔令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算（専決第2号）〕を議題といたします。

本案について当局から説明を求めます。

事務局長。

〔佐藤義浩事務局長登壇〕

○佐藤義浩事務局長 ただいま上程されました第10号議案専決処分の報告並びにその承認を求めることにつきまして御説明申し上げます。

表紙番号の2、議案書別冊の1ページから7ページ、併せまして、表紙番号4、議案概要の1ページ、第10号議案令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算（専決第2号）をごらん願います。

本議案は、令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算について、専決処分を行ったことの報告並びにその承認を求めようとするものであります。

令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算（専決第2号）における補正の理由につきましては、令和4年度決算における消費税再計算の結果、工事負担金等の特定収入及び繰越工事の増加に伴い、消費税納税額に所要額が生じたため、関連する科目について補正したものであります。

それでは、補正の内容につきまして御説明申し上げますので、表紙番号の2、令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算（専決第2号）の5ページをごらん願います。

第2条は、予算第3条で定めております収益的支出の予定額を補正したものであります。収益的支出におきましては、先ほど申し上げました理由により、第1款事業費用の第2

項営業外費用で、その他雑支出1,230万円、消費税2,670万円を合わせました3,900万円を増額補正し、その予定額を3億4,184万6,000円にし、事業費用の予定額を67億2,342万7,000円にしたものであります。

なお、6ページ以降には実施計画等その詳細を記載しておりますので、御参照いただきたく、その説明は省略させていただきます。

以上が令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算（専決第2号）の内容であります。

本議案につきましては、議会を招集する時間的余裕がなく、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日付けで専決処分といたしましたので、同条第3項の規定に基づき御報告申し上げ、その承認を求めようとするものであります。

以上、御承認を賜りますようお願い申し上げます、第10号議案の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（安倍太郎議員） これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、後藤議員。

○10番（後藤兼位議員） キャッシュ・フロー計算書をちょっと見ていますと、未払金の増減額の中で1億5,830万円計上されております。この未払金の増減の内訳等についてまず御説明をいただきたいと思います。

○議長（安倍太郎議員） 答弁はどなたですか。

事務局長。

○佐藤義浩事務局長 ちょっと答弁の資料を今確認しておりますので、少々時間をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（安倍太郎議員） 経営企画課長。

○村岡雅裕経営企画課長 ただいまの議員の御質問に対してお答えいたします。

今回の補正に係りますキャッシュ・フロー計算書の未払金なんですけれども、補正に係る分に関しては増減はございません。

それと、未払金の内訳なんですけれども、これは令和4年度の決算の内容になりますので、第2回の定例会のときにその詳細についてお話ししようと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

（「ここに未払金が出ている内訳を教えてくださいと言っている。決算まで待つということはないのではないか」と呼ぶ者あり）

○村岡雅裕経営企画課長 すみません。

（「ここで出さなければいいんですよ。そう言うのであれば。なぜ出てくるんですか。出しておいて9月まで説明できないなんて、おかしいのではないんですか」と

呼ぶ者あり)

○村岡雅裕経営企画課長 すみません、もう少し調べさせていただきます。

(「内訳がなんだって言っているだけで、簡潔に説明してもらえればいいんですよ」と呼ぶ者あり)

○議長(安倍太郎議員) 経営企画課長。

○村岡雅裕経営企画課長 大変申し訳ございませんでした。

先ほども申しましたが、実際、決算の数値のほうは、確実な数値は後ほど第2回の定例会ということになるんですが、今現在のキャッシュ・フローの計算書、この時点では、大きなところだけでよろしいでしょうか。細かいところまでお話ししたほうがよろしいでしょうか。

(「概略でいいんです」と呼ぶ者あり)

○村岡雅裕経営企画課長 項目でいきますと、原水及び浄水費で1億4,000万円、配水及び給水費で2,800万円、総係費で3,000万円、資産減耗費で257万円ほどになっております。そのほか節区分でいくと細かくなっていきますけれども、目レベルではそのような形の未払金の内訳になっております。

○議長(安倍太郎議員) 10番、後藤議員。

○10番(後藤兼位議員) 決算は決算にしても、これはキャッシュ・フローの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの計算書なんですよ。ですから、これについて私は質問しているわけですから、この数値に対して説明責任を果たしていただければということなんですよ。

それで、この未払金のいろいろ、1億5,830万円あるということですがけれども、今回、建設工事の入札状況調べ、これも一覧頂いております、今ね。そうしますと、いろんな契約があって、契約上、前渡し金とか前渡金、そしてあと工事によっては中間払いとか出来高払いとかいろいろ契約上あると思うんですよ。これは適正に払われているのかどうなのかね。あるいは委託業務については成果物出てこなければ払わないのか。あるいは委託業務で、前渡し金あるいは中間払いも払わないで、委託契約終了時点で支払っているという話もありますけれども、ここら辺について、どのような契約状況で、支払い状況はどのようなになっているのか、これについて御説明をいただきたいと思います。

○議長(安倍太郎議員) 事務局長。

○佐藤義浩事務局長 お答えいたします。

前払金につきましては、契約の時点で業者さんのほうと協議させていただきまして、前払金がかかるか要らないか確認して、要る場合は、現在だと工事だと45%だったと思いますが、お支払いしております。あと、基本的には、工事完了後に検査を受けまして、合格し

た後にお支払いするというふうな流れでございます。

以上でございます。

○議長（安倍太郎議員） 10番、後藤議員。

○10番（後藤兼位議員） 契約上、例えば、委託終了あるいは工事終了時点でしか払わないという事例もあるとお聞きしますが、これはないでしょうか。通常の契約上であれば、やはり前渡金払う、あるいは中間払い払うというのが一つのあれですよね。それでないと、今、地域経済が疲弊して、会社経営もなかなか資金繰りも大変な状況にありますよ。そうしますと、やはり工事終了あるいは委託業務が終了時点でないと支払わないという、6か月も1年も払われないという事例も出てくる可能性があるわけですよ。契約時点での入り口の問題もありますので、そういう事案がもしあれば、適正に修正あるいは改正をしていただきたいと思います。改めて当局の見解を伺っておきます。

○議長（安倍太郎議員） 事務局長。

○佐藤義浩事務局長 先ほど、私、契約の時点での前払金のお話をしました。その後に、例えば部分払いとか、あとそういった業者さんからの申し出があれば、途中で払うというような契約内容にもなっております。当然うちのほうとしては、契約なりルールなりに基づいて、お支払いできるものはきちっとお支払いするというふうな手続を踏んでおりますので、支払いできる状況なのに支払わないとか、そういったやり取りというのは決してうちのほうではしていないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安倍太郎議員） ほかにありませんか。

12番、五野井議員。

○12番（五野井敏夫議員） 6ページの雑支出のその他の雑支出、増で1,230万円出ていますけれども、具体的にこの内容、どういう内容なのかお尋ねします。

○議長（安倍太郎議員） 事務局長。

○佐藤義浩事務局長 お答えいたします。

その他雑支出1,230万円を増額ということで今回計上させていただきました。今回の補正は全て消費税に関係するものでございます。

まず、消費税の納税額の算出についてちょっと御説明させていただきます。

納税額の計算につきましては、水道料金などに含まれる消費税、これを前受消費税と言っております。その額から、例えば動力費とか委託費、また工事の代金などに含まれる消費税、この消費税込みでお支払いした消費税額、これを仮払消費税と言っております。この前払消費税から仮払消費税を差し引いた額が納税額というふうになっております。

今回、その他雑支出という科目でございますけれども、他の科目で処理できない費用を

計上するという科目でございます。先ほど申し上げました仮受消費税から仮払消費税を差し引いた納税額を算出する際でございますが、仮払消費税として控除ができない税額、これを控除対象外消費税額というふうに呼んでおります。この控除することができない税額を費用として計上しておりますのが今回の額でございます。

じゃあ、仮払消費税として控除できないというのはどういうことかということになります。工事を実際に実施する場合でございますけれども、補助金とか他の事業体から工事負担金、そういった収入がある場合でございます。これらの補助金などは課税の対象にならない特定収入というふうに言われるものでございます。この特定収入の割合が収入総額に対して5%を超える場合、この特定収入で賄われた工事、この支出に関わる消費税につきましては仮受消費税から控除ができないというふうな決まりになっております。簡単に言いますと、補助金などの収入が多い場合は、その収入で賄った工事代金などに係る消費税は納税額を計算する際に控除ができないというふうなものでございます。

企業団では、災害復旧工事が多くて、こういった特定収入の占める割合が非常に高い状況でございます。今回、この特定収入が増えたことに伴いまして、控除対象外消費税額が増えて、予算に不足が生じたという流れでございます。

なお、特定収入が増えた要因といたしましては、工事費の変更などに伴いまして、関係機関からの工事負担金、また消火栓設置負担金、災害復旧事業に要する経費負担金など、こういったものが増えたためにこういった状況になったものでございます。

以上でございます。

○議長（安倍太郎議員） 12番、五野井議員。

○12番（五野井敏夫議員） 今、その他の収入の部分の5%の部分、案分してこういうふうになったということなんですけれども、基本的にはこれ消費税ですよ。だったら、その他の雑支出というふうな形でなくて、消費税に含めるべきだったのではないかなというふうに思うんですけども、どうですか。

○議長（安倍太郎議員） 事務局長。

○佐藤義浩事務局長 今、五野井議員がおっしゃるとおり、その他雑支出というところに計上した額は、消費税の納税額としてお支払いする額であります。ただ、公営企業会計上、この控除できないものにつきましては、消費税のほうに計上するんじゃなくて、こういった分けて計上するというふうな取決めがありますので、こういった形で処理させていただいております。

以上でございます。

○12番（五野井敏夫議員） 分かりました。

○議長（安倍太郎議員） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安倍太郎議員) なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安倍太郎議員) 討論なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安倍太郎議員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

---

## 閉 会

○議長(安倍太郎議員) 以上で、今期議会に付議された事件は全て議了しました。

これをもちまして、令和5年石巻地方広域水道企業団議会第1回臨時会を閉会いたします。

午後2時04分閉会

---

石巻地方広域水道企業団議会議長 安 倍 太 郎

署 名 議 員 五野井 敏 夫

署 名 議 員 小 野 幸 男